

懲戒処分の実施状況

(過去分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
5.7.18	減給 10分の1 1ヶ月	公立小学校 主幹教諭 40歳代 男性	令和5年4月、自動二輪車で伊予市内の国道56号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に44km/hの速度超過（制限速度50km/hのところを94km/hで走行）により検挙された。
5.9.26	減給 10分の1 1ヶ月	公立小学校 教諭 50歳代 男性	令和5年1月、自家用車で宇和島市内の国道56号線を走行中、ハンドル操作を誤り対向車に衝突し、相手方2名にそれぞれ全治3ヶ月の重傷を負わせた。
5.11.15	減給 10分の1 1ヶ月	公立小学校 教諭 40歳代 男性	令和5年8月、自家用車で神戸淡路鳴門自動車道を走行中、速度違反自動取締装置等により、50km/hの速度超過（制限速度80km/hのところを130km/hで走行）を記録され、検挙された。
6.1.24	減給 10分の1 1ヶ月	公立小学校 事務職員 20歳代 男性	令和5年10月、自家用車で松山市内の国道196号線を走行中、速度違反自動取締装置により、31km/hの速度超過（制限速度40km/hのところを71km/hで走行）を記録され、検挙された。
6.1.24	免職	県立学校 教職員 〔※公表基準5による〕	18歳未満の者に対する不適切な行為 〔※公表基準5による：被害者のプライバシーその他権利利益を保護するために必要と判断し、本件については被処分者の属性等を一部非公表としております。〕
6.2.13	減給 10分の1 1ヶ月	県立学校 教諭 40歳代 女性	令和5年2月、自家用車で広島県三原市を走行中、雨天のためカーブでスリップして対向車に正面衝突し、相手方3名に全治1週間から131日間の傷害を負わせた。
6.3.8	免職	公立小学校 教諭 30歳代 男性	令和5年10月、16歳未満の者に自身の性的画像を撮影、送信させるとともに、同者に対してわいせつな行為をした。
6.9.3	免職	公立小学校 教諭 20歳代 男性	令和5年12月、18歳未満の者に対して、現金を渡し、わいせつな行為をした。
6.10.24	減給 10分の1 2ヶ月	県立学校 教諭 50歳代 男性	令和6年8月、勤務校の女子生徒に不適切な内容のメッセージを送信した。 また、令和5年6月及び令和6年6月、勤務時間中に勤務場所を離れて勤務を怠った。